

「自治体情報システムの標準化に係る就学システムの業務見直し及びRFI支援業務委託」 受託候補者特定に係る実施要領

(趣旨)

第1条 「自治体情報システムの標準化に係る就学システムの業務見直し及びRFI支援業務委託」の受託候補者をプロポーザル方式により特定する場合の手続き等については、横浜市委託に関するプロポーザル方式実施取扱要綱（以下「実施要綱」という。）に定めがあるもののほか、この実施要領に定めるものとする。

(実施の公表)

第2条 プロポーザルの実施の公表にあたっては、実施要領、提案書作成要領、提案書評価基準及び業務説明資料により、次の各号に掲げる事項について明示するものとする。

- (1) 当該事業の概要・基本計画等
- (2) プロポーザルの手続き
- (3) プロポーザルの作成書式及び記載上の留意事項
- (4) 評価委員会及び評価に関する事項
- (5) その他必要と認める事項

(提案資格)

第3条 提案者は以下の条件をすべて満たすものとする。

- (1) 横浜市一般競争入札有資格者名簿（物品・委託関係）に「320 各種調査企画」の「B コンサルティング（建設コンサル等を除く）」及び「316 コンピュータ業務」の「F システム調査・企画」で登録されている者であること。（ただし、未だ登録されていないが、参加意向申出書を提出した時点で、横浜市一般競争入札有資格者名簿（物品・委託関係）に上記種目・細目で登録申請をしており、受託候補者を特定する期日までに登録が完了する見込みがある者を含む。）
- (2) 参加意向申出書の提出期限から受託候補者の特定の日までにおいて、横浜市指名停止等措置要綱（平成16年4月1日）の規定による指名停止を受けていない者であること。
- (3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者でないこと。

(提案書の内容)

第4条 提案書は、次の各号に掲げる事項について作成するものとし、様式などは、別に定める。

- (1) 法人の同種又は類似業務の業務経歴
- (2) 当該業務の業務実施体制
- (3) 予定技術者の経歴等
- (4) 当該業務の業務実施方針及び実施手法
- (5) その他当該業務に必要な事項等

(評価)

第5条 プロポーザルを特定するための評価事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 法人及び予定技術者の業務実績等
- (2) 業務実施方針の妥当性等
- (3) 提案内容の実現性等
- (4) その他、企業の取組に関する事項等

2 プロポーザルの評価にあたって、提案者にヒアリングを行うものとする。

3 提案書の内容及びヒアリング結果を基に、当該業務に最も適した者を特定する。

4 応募団体が1団体のみの場合であっても、評価基準の必須項目の合計点又は「企業の取組に関する事項」を除く評価項目の合計点が、満点の10分の6に達していない場合は、特定しないこととする。

5 特定、非特定に関わらず、各々の提案者の評価結果については、その提案者に通知する。

(プロポーザル評価委員会)

第6条 評価委員会は、次の各号に定める事項について、その業務を行う。

- (1) 提案書の評価
- (2) 評価の着眼点、評価項目及びそのウエイト並びに評価基準の確認
- (3) 評価の集計及び報告
- (4) ヒアリング

2 委員に委員長及び副委員長を置き、次のとおりとする。

委員長 教育委員会事務局総務部長

副委員長 教育委員会事務局学校教育企画部長

委員 教育委員会事務局特別支援教育課担当課長（インクルーシブ教育エグゼクティブマネジャー）、教育委員会事務局学校支援・地域連携課長、デジタル統括本部住民情報基盤課担当課長、市民局窓口サービス課長

3 委員長に事故等があり、欠けたときには、副委員長がその職務を代理する。

4 評価委員会は、委員の5分の4以上の出席がなければ開くことができない。

5 受託候補者の特定は、評価委員会の各委員の評価の合計点が最も高いものとする。評価の合計点が同点である場合には、評価項目の「業務実施方針」及び「提案内容の実現性等」の合計点が高いものを上位とし、その合計点も同点である場合には、委員長が評価の順位を定めるものとする。

6 委員長は、評価結果を教育委員会事務局入札参加資格審査・指名業者選定委員会に報告するものとする。

(評価結果の審査)

第7条 選定委員会は、評価委員会から評価結果の報告があったときは、選定委員会において、次の事項について審査する。

- (1) 評価委員の採点が適正に行われたこと。
- (2) 評価委員会の審議及び採点の集計等が適正に行われたこと。

- (3) 評価結果に関し、必須事項以外に公表する事項の選定
- (4) 特定、非特定結果通知書に記載する理由
- (5) その他必要な事項

附則

この要領は、令和4年6月8日から施行する。